

道路災害対策編

道路災害対策編 目次

第 1 章	災害予防計画.....	711
第 1 節	道路交通の安全のための情報の充実.....	711
第 2 節	道路の整備.....	713
第 3 節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	714
第 2 章	災害応急対策計画.....	716
第 1 節	発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保.....	716
第 2 節	救急・救助・消火活動.....	718
第 3 節	災害応急対策の実施.....	719
第 4 節	関係者への情報伝達活動.....	721
第 5 節	道路の応急復旧活動.....	722

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

本市は、長野自動車道と一般国道19号、20号及び153号が分岐し、道路交通の要衝であることに加え、自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び市民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む。以下、この編において同じ。）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時から連携を強化しておく。

第2 主な取組み

各関係機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

第3 計画の内容

1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

(1) 基本方針

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報の周知をすることが求められる。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

(ア) 気象庁による気象に関する情報を有効に活用するために、関係機関との連携を強化しておく。

(イ) 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

イ 県が実施する計画

(ア) 道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方気象台、県警等関係機関との連携を強化しておくものとする。また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

(建設部、道路公社)

(イ) 警察本部及び道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情

報伝達体制の整備を図るものとする。(警察本部、建設部、道路公社)

ウ 関係機関が実施する計画

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各関係機関へ速やかに伝達するものとする。(長野地方気象台)

第2節 道路の整備

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路の機能障害を最小限に抑えるよう、安全に配慮した道路整備を行う。

また、気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備する。

第2 主な取組み

道路の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路の整備を図る。

第3 計画の内容

1 道路の自然災害・事故等に対する安全性の確保

(1) 基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として、各道路管理者並びに警察等関係機関は、道路について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

(ア) 市は、整備計画により、災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

(イ) 自然災害・事故等が発生した場合に、救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅、橋梁の耐震化等整備を図る。

イ 県が実施する計画

(ア) 自然災害が予測される危険箇所の点検実施に努め、緊急度の高い箇所から順次整備するものとする。(建設部、林務部、農政部、道路公社)

(イ) 橋梁点検に基づき緊急度の高い橋梁から耐震性の強化を順次整備するものとする。(建設部、道路公社)

ウ 関係機関が実施する計画

(ア) 自然災害・事故等が予測される危険箇所等について現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から逐次必要な対策を実施するものとする。(地方整備局、中日本高速道路㈱)

(イ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(地方整備局、中日本高速道路㈱)

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平常時から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係機関において緊急に必要な相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。
- 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 災害応急体制の整備

(1) 基本方針

自然災害・事故等により、道路が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れるおそれがある。

この対策として、被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

市は、本計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

イ 県が実施する計画

- (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県との協定を締結しており、訓練の実施等平常時から連携強化に努めるものとする。(危機管理部)
- (イ) 自然災害・事故等発生時に速やかに交通規制、交通誘導等ができるよう、訓練等を通じて普段から災害応急体制の整備を図るものとする。(警察本部)
- (ウ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し、平常時から連携を強化しておくものとする。(全機関)
- (エ) 応急復旧に関して、建設業協会等と事前に災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、交通の確保を図るものとする。(建設部、道路公社、警察本部)
- (オ) 地域医療センターを中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。また、県立病院間での支援

協力を行うため、連絡体制を整備するものとする。(健康福祉部)

- (カ) 被害が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行うものとする。(危機管理部、健康福祉部)

ウ 関係機関が実施する計画

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、市及び県の協定等に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要な場合の場合に備え、事前に必要な措置を講じておくものとする。(地方整備局)
- (ウ) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。(医療機関)
- (エ) 塩筑医師会及び(一社)長野県医師会は、他の医師会との応援体制の整備を図るものとする。(医師会)

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、その後の救急・救助活動や応急対策に資するようにする。

第2 主な活動

情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

(1) 基本方針

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

パトロール等による巡視の結果や通報等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、各関係機関へ通報する。

イ 県が実施する対策

(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集を行う。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にはその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。（建設部、道路公社、警察本部）

(イ) 収集した情報に基づき、交通規制の実施、迂回路の選定及び情報の提供を行うものとする。（建設部、道路公社、警察本部）

ウ 関係機関が実施する対策

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。(地方整備局、中日本高速道路㈱)
- (イ) 道路管理者は、パトロール等による巡視の結果等について、災害の発生またはそのおそれがある場合、速やかに市、県、関係機関へ通報するものとする。また、市や県、他の機関等から入手した応報を道路復旧に活用するなど互いに協力するものとする。(地方整備局、中日本高速道路㈱)

第2節 救急・救助・消火活動

第1 基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、関係機関が協力体制を確立する。

第2 主な活動

市、県及び関係機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。

第3 活動の内容

1 救急・救助活動

(1) 基本方針

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

震災対策編第3章第6節「救急・救助・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」に定めるとおり、救助・救急・消火活動を実施する。

イ 県が実施する対策

県地域防災計画の風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり、救助・救急・消火活動を実施するものとする。

ウ 道路管理者が実施する対策

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するものとする。

第3節 災害応急対策の実施

第1 基本方針

各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、活動体制の万全を期する。

また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知する。

第2 主な活動

- 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。

また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。

- 2 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

第3 活動の内容

- 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施

(1) 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

本市の区域内道路の被害について、速やかに県及び道路管理者に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

イ 県が実施する対策

- (ア) パトロール等による情報、発見者の通報等をもとに、速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施するものとする。

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。（建設部、道路公社、警察本部）

- (イ) 迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行うものとする。

また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急

規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限するものとする。(警察本部)

ウ 関係機関が実施する対策

- (ア) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずるものとする。(地方整備局、中日本高速道路㈱)
- (イ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して関係機関の一元化した情報提供を行うものとする。(地方整備局、中日本高速道路㈱)

2 関係機関の協力体制の確立

(1) 基本方針

関係機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施する上で有効である。

このため、各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

イ 県が実施する対策

パトロール等による巡視の結果や通報等の情報を、速やかに防災行政無線等を利用して市、関係機関へ通報するものとする。

また、入手した情報をもとに、お互いに必要な人員資材を融通し合うことにより、効率的な人員資材の運用に努めるものとする。(危機管理部、建設部、警察本部、道路公社)

ウ 関係機関が実施する対策

パトロール等による巡視の結果や通報等の情報を、速やかに市、県、関係機関へ通報するものとする。また、市や県、他の関係機関等から入手した情報を道路復旧に活用するなど互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に努めるものとする。(地方整備局、中日本高速道路㈱)

第4節 関係者への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問合せに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

ア 市、県、関係機関が実施する対策

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行うものとする。

第5節 道路の応急復旧活動

第1 基本方針

道路管理者は、迅速かつ的確に道路の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努めるものとする。

第2 主な活動

道路交通の早期回復のため、道路の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

第3 活動の内容

1 迅速な道路の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

(1) 基本方針

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路の応急復旧を図るものとする。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

応急対策業務に関して、必要に応じて「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、塩尻市建設業協会に協力を要請する。

イ 県が実施する対策

パトロール等による巡視の結果等をもとに、速やかに被災道路の応急復旧工事を行うものとする。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。

応急対策業務に関して、必要に応じて「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業団体等に協力を要請するものとする。（建設部、道路公社）

信号機の倒壊等が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行うものとする。
また、道路標識の倒壊、損壊については、重要な標識から優先して、補修や移動式標識の設置による応急対策を実施するものとする。（警察本部）

ウ 関係機関が実施する対策

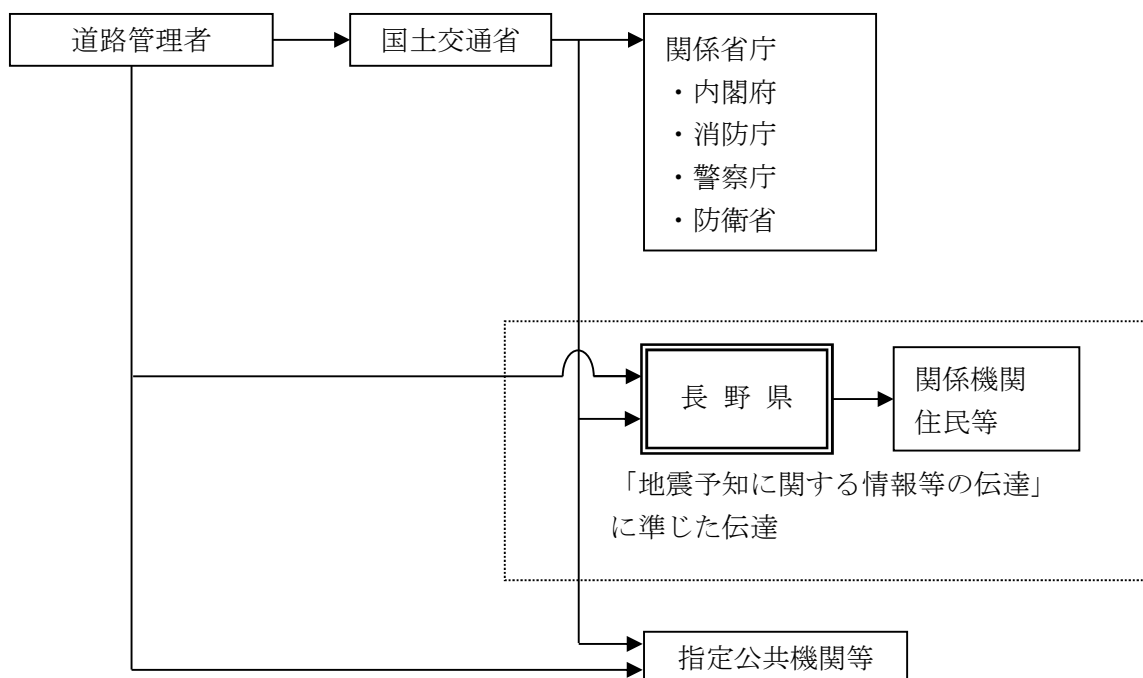
パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行うものとする。
応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮

して適切な方法を選択するものとする。(地方整備局、中日本高速道路㈱)

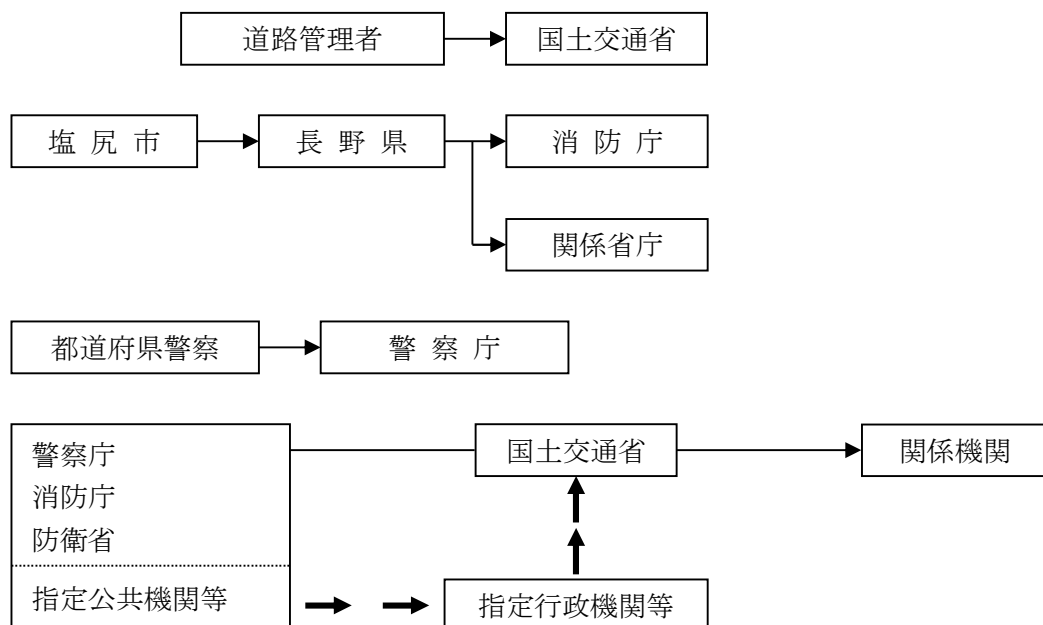
市または県からの「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく要請に対して、
公共施設の応急復旧工事等の活動を実施するものとする。(塩尻市建設業協会)

道路災害における連絡体制

(1) 道路災害等事故情報等の連絡

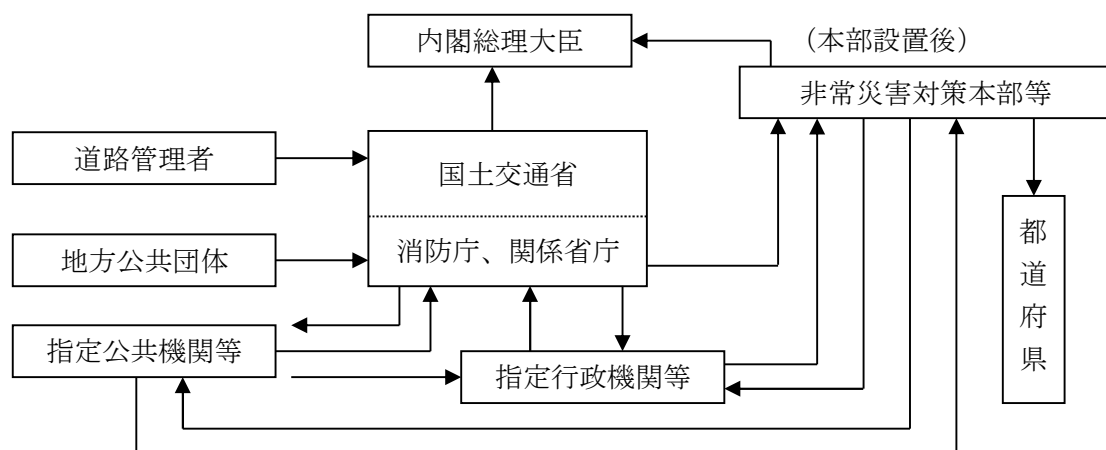


(2) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

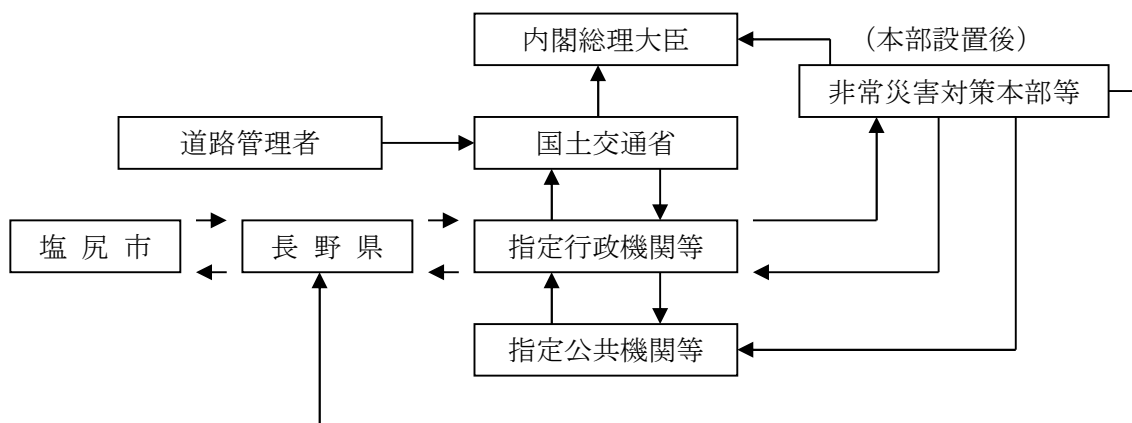


大規模な場合（ → → は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※この図は、塩尻市地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や県との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。